



県 章

沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

告 示

- 公金の収納に関する事務の委託（保健医療総務課） 1
- 農業振興地域の区域の変更（農政経済課） 1
- 道路の区域の変更（道路管理課） 2
- 公共測量の実施の終了の通知・2件（道路管理課） 2

公 告

- 家畜改良増殖法に基づく家畜人工授精に関する講習会の開催（畜産課） 2
- 特定調達契約に係る一般競争入札の参加資格及び申請方法等についての公告（県立宮古総合実業高等学校） 3
- 特定調達契約に係る一般競争入札の公告（県立宮古総合実業高等学校） 4

企業局事項

- 特定調達契約に係る落札者の決定 6

病院事業局事項

- 特定調達契約に係る落札者の決定 6

海区漁業調整委員会事項

- 漁業法に基づく指示事項 6

選挙管理委員会事項

- 選挙権を有する者の総数の50分の1の数及び3分の1の数 11

正 誤

- 令和8年4月10日付け公報定期第5401号中訂正 12

告 示

沖縄県告示第260号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、次のとおり公金の収納に関する事務を委託した。

令和8年6月26日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 委託した収納事務 看護師等修学資金貸与金に係る未収金の収納事務
- 2 指定公金事務取扱者の名称及び所在地
 - (1) 名称 株式会社沖縄債権回収サービス
 - (2) 所在地 那覇市西1丁目19番7号
- 3 地方自治法第243条の2第1項の規定による指定をした日 令和8年3月15日
- 4 委託期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

沖縄県告示第261号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第7条第1項の規定により、令和5年沖縄県告示第165号で指定した農業振興地域の区域を次のとおり変更する。

令和8年6月26日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 変更した地域の名称 読谷農業振興地域
- 2 変更の内容 都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく中部広域都市計画用途地域の変更に伴い、読谷農業振興地域の区域を縮小する。
- 3 縮小の範囲 別紙平面図のとおり（「別紙平面図」は、省略し、沖縄県農林水産部農政経済課において縦覧に供する。）

沖縄県告示第262号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、沖縄県土木建築部道路管理課及び沖縄県南部土木事務所において、令和8年6月26日から同年7月9日まで一般の縦覧に供する。

令和8年6月26日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 131号線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

旧新の別	区間	敷地の幅員	延長
旧	八重瀬町字東風平東原902番5から八重瀬町字後原ジトダ原469番まで	5.8m～9.7m	800.0m
新	八重瀬町字東風平東原902番5から八重瀬町字後原ジトダ原469番まで	10.2m～18.8m	800.0m

沖縄県告示第263号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、うるま市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和8年6月26日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 公共測量を実施した地域 うるま市与那城宮城
- 2 公共測量を実施した期間 令和8年1月26日から同年5月15日まで
- 3 作業種類 公共測量（基準点測量）

沖縄県告示第264号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、宮古島市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和8年6月26日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 公共測量を実施した地域 宮古島市全域
- 2 公共測量を実施した期間 令和8年1月1日から同年3月31日まで
- 3 作業種類 公共測量（デジタル撮影）

公 告

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第16条第2項の規定により、家畜人工授精に関する講習会を次のとおり開催する。

令和8年6月26日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

1 日時及び場所

(1) 日時 令和8年7月30日から同年8月19日まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）の午前8時30分から午後5時30分まで

(2) 場所 沖縄県立農業大学校（宜野座村字松田2982番地24）及び沖縄県畜産研究センター（今帰仁村字諸志2009番地5）

2 対象となる家畜の種類 牛

3 受講手続 受講願書は、住所地を管轄する家畜保健衛生所長に令和8年7月3日までに提出すること。

4 その他 詳細については、沖縄県農林水産部畜産課（電話番号098-866-2269）、北部家畜保健衛生所（電話番号0980-52-2939）、中央家畜保健衛生所（電話番号098-945-2297）、宮古家畜保健衛生所（電話番号0980-72-3321）又は八重山家畜保健衛生所（電話番号0980-84-4111）に問い合わせること。

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける契約の一般競争入札に参加できる者の資格、申請方法等について、次のとおり公告する。

令和8年6月26日

沖縄県立宮古総合実業高等学校長 船 越 秀 輝

1 調達する物品等の種類 小型実習艇

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格 次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 営業年数が令和8年4月1日現在において3年以上であること。

(2) 法人にあっては、資本金、基本金その他これらに準ずるものの額が500万円以上であること。

(3) 従業員の数が5人以上であること。

(4) 小型実習艇の販売に関し直近2事業年度以上の営業実績を有していること。

(5) 調達する物品に関し、迅速な点検整備の体制及び部品等の供給体制が確立されており、かつ、定期点検以外の緊急を要する修理等のアフターサービスを速やかに提供できる者であること。

3 一般競争入札に参加することができない者 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者及び同条第2項各号のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後3年間の範囲内で知事が定める入札参加停止期間を経過していないもの

4 申請の方法等

(1) 申請の方法 この公告による一般競争入札の参加資格（以下「入札参加資格」という。）の登録を申請する者は、次に掲げる書類（以下「申請書等」という。）を直接又は書留郵便により(2)に掲げる場所に提出するものとする。

ア 一般競争入札参加資格登録申請書

イ 法人にあっては、登記事項証明書

ウ 個人にあっては、本籍地の市町村長の発行する身元（分）証明書

エ 直近の貸借対照表、損益計算書その他の財産及び損益の状況を示す書類

オ 入札参加資格の登録を申請する日前の直近2年間の都道府県民税及び事業税に関し滞納がないことを証する書類

カ 小型実習艇の販売に関し直近2事業年度以上の営業実績を有することを証する書類

(2) 一般競争入札参加資格登録申請書等の配付場所及び入手するための手段、申請書等の提出場所並びに申請に関する問合せ先

ア 一般競争入札参加資格登録申請書等の配付場所及び入手するための手段 イの場所で配付又は沖縄県教育委員会ホームページから様式をダウンロードすること。

イ 申請書等の提出場所及び申請に関する問合せ先 沖縄県立宮古総合実業高等学校事務室 〒906-0013 宮古島市平良字下里280番地 電話番号0980-72-2249

(3) 申請書等の受付期間 この公告の日から令和8年7月31日（金曜日）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）とし、受付時間は、それぞれの日の午前9時から午後4時までとする。

(4) 申請書等に使用する言語及び通貨

- ア 言語 日本語
イ 通貨 日本国通貨
- 5 入札参加資格の審査結果 直接又は郵便により通知する。
- 6 入札参加資格の有効期間 入札参加資格を付与された日から令和9年3月31日（水曜日）までとする。
- 7 入札参加資格に係る登録事項の変更 入札参加資格を有する者は、当該入札参加資格の有効期間内に次に掲げる事項に変更があったときは、遅滞なく、資格申請事項変更届を提出しなければならない。
- (1) 商号又は名称
(2) 住所又は所在地
(3) 氏名（法人にあっては、代表者の氏名）
(4) 使用印鑑
(5) 法人にあっては、資本金、基本金その他これらに準ずるものの額
(6) 電話番号
- 8 入札参加資格の取消し等
- (1) 入札参加資格の取消し等 入札参加資格を有する者が、3に掲げる者に該当するに至った場合においては、当該入札参加資格を取り消し、又はその事実があった後、県が定める期間は競争入札に参加させない。
- (2) 入札参加資格の取消しの通知 入札参加資格を取り消したときは、当該取り消された入札参加資格を有していた者にその旨を通知する。
- 9 入札参加資格の適用範囲 この公告で定める入札参加資格は、沖縄県立宮古総合実業高等学校が実施する小型実習艇に係る一般競争入札に限り、適用する

沖縄県が発注する物品等の調達契約のうち、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受けるものについて一般競争入札（以下「入札」という。）に付するので、次のとおり公告する。

令和8年6月26日

沖縄県立宮古総合実業高等学校長 船 越 秀 輝

- 1 入札に付する事項
- (1) 調達する物品等の名称及び数量 小型実習艇 1艇
(2) 調達する物品等の特質等 入札説明書及び仕様書による。
(3) 納入の期限 令和9年3月10日（水曜日）
(4) 納入の場所 平良港
- 2 入札に参加する者に必要な資格及び資格に関する文書を入手するための手段
- (1) 入札に参加する者に必要な資格
- ア 令和8年6月26日付け沖縄県公報定期第5420号掲載の特定調達契約に係る一般競争入札の参加資格及び申請方法等についての公告による小型実習艇に係る入札参加資格を有すると認められた者
イ 小型実習艇の故障等対応業務体制証明書を令和8年7月31日（金曜日）午後4時までに3(2)の場所に提出し、小型実習艇に故障又は不具合が発生した場合において、沖縄県内にあっては2日以内に、県外にあっては4日以内に技術者を派遣して対応することができることを証明した者
- (2) 資格に関する文書を入手するための手段 3(2)の場所で配布又は沖縄県教育委員会のホームページからダウンロードすること。
- 3 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査を申請する時期及び場所
- (1) 時期 この公告の日から令和8年7月31日（金曜日）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）のそれぞれの日の午前9時から午後4時まで
(2) 場所 沖縄県立宮古総合実業高等学校事務室 〒906-0013 宮古島市平良字下里280番地
- 4 契約条項を示す期間及び場所
- (1) 期間 この公告の日から令和8年7月24日（金曜日）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）のそれぞれの日の午前9時から午後4時まで
(2) 場所 3(2)の場所
- 5 入札執行の日時及び場所

- (1) 日時 令和8年8月12日（水曜日）午前11時
- (2) 場所 沖縄県立宮古総合実業高等学校会議室
- 6 入札保証金 見積る契約金額の100分の5以上の金額を指定金融機関に納付し、領収書の写しを令和8年8月4日（火曜日）午後4時までに3(2)の場所に提出すること。ただし、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。
 - (1) 保険会社との間に沖縄県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合
 - (2) 国（独立行政法人、公社及び公団を含む。以下同じ。）又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去2か年の間に履行期限が到来した2以上の契約を全て誠実に履行したことを国又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体が証明する書類を提出する場合
- 7 入札の無効 次の入札は、無効とする。
 - (1) 入札参加資格のない者のした入札
 - (2) 同一人が同一事項についてした2通以上の入札
 - (3) 2人以上の者から委任を受けた者が行った入札
 - (4) 入札書の表記金額を訂正した入札
 - (5) 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し、又は不明な入札
 - (6) 入札条件に違反した入札
 - (7) 連合その他不正の行為があった入札
 - (8) 入札保証金が所定の金額に達しない者が行った入札
- 8 入札説明書及び仕様書の交付
 - (1) 入札説明書及び仕様書を交付する期間 この公告の日から令和8年7月24日（金曜日）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）のそれぞれの日の午前9時から午後4時まで
 - (2) 入札説明書及び仕様書を交付する場所 3(2)の場所
- 9 落札者の決定の方法
 - (1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
 - (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わないもの又はくじを引かないものがあるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- 10 契約事務を担当する部局等の名称及び所在地
 - (1) 名称 沖縄県立宮古総合実業高等学校
 - (2) 所在地 〒906-0013 宮古島市平良字下里280番地
- 11 契約の手続において使用する言語及び通貨
 - (1) 言語 日本語
 - (2) 通貨 日本国通貨
- 12 その他必要な書類
 - (1) 入札書の提出の方法 入札書は、郵送による場合を除き、5(1)の日に5(2)の場所に持参すること。電報及び電送による入札は、認めない。
 - (2) 郵送による入札を希望する場合の入札書の提出の期限及び方法
 - ア 期限 令和8年8月10日（月曜日）午後4時必着
 - イ 方法 簡易書留郵便により3(2)の場所に提出すること。
 - (3) 最低制限価格 設定しない。
 - (4) その他 詳細は、入札説明書による。
- 13 Summary
 - (1) ARTICLES TO BE PURCHASED AND QUANTITY
One Small-sized Training Ship
 - (2) DATE FOR BIDS
11:00 a.m. August 12, 2026
 - (3) POINT OF CONTACT

Okinawa Prefectural Miyako General Vocation Senior High School Office
280 Shimosato Hirara Miyakojima City, Okinawa, Japan, 906-0013
Telephone 0980-72-2249

企業局事項

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

令和8年6月26日

沖縄県公営企業管理者

企業局長 宮 城 力

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量 水道用液体苛性ソーダ48パーセント 1,600,000キログラム（予定）
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地 沖縄県企業局総務課 那覇市泉崎1丁目2番2号
- 3 落札者を決定した日 令和8年4月10日
- 4 落札者の名称及び所在地 昭和化学工業株式会社 代表取締役 屋比久康則 うるま市字昆布1455番地
- 5 落札金額 105円60銭（単価契約）
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日 令和8年2月27日

病院事業局事項

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

令和8年6月26日

沖縄県病院事業管理者

病院事業局長 本 竹 秀 光

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量 沖縄県病院事業局A重油供給業務 1,781,000リットル（予定）
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地 沖縄県病院事業局経営課 那覇市旭町116番地37
- 3 落札者を決定した日 令和8年6月12日
- 4 落札者の名称及び所在地 株式会社りゅうせき 代表取締役 根路銘剛宏 浦添市西洲二丁目2番地3
- 5 落札金額 153円45銭（単価契約）
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日 令和8年4月17日

海区漁業調整委員会事項

沖縄海区漁業調整委員会指示8第3号

沖縄海区におけるウミガメの採捕について、漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定に基づき、次のとおり指示する。

令和8年6月26日

沖縄海区漁業調整委員会

会長 上 原 亀 一

（採捕の制限）

第1 沖縄海区において、アオウミガメ、アカウミガメ及びタイマイ（以下「ウミガメ」という。）を採捕してはならない。ただし、次のいずれかに該当する者であって沖縄海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）の承認を受けたものについては、この限りでない。

- (1) 試験研究の用に供しようとする者
- (2) 養殖の用に供しようとする者
- (3) 漁業の目的で採捕しようとする者
- (4) その他特に必要と認められる者

(承認申請)

第2 ウミガメ採捕の承認を受けようとする者は、ウミガメ採捕承認申請書（第1の第1号、第2号又は第4号に規定する者は第1号様式、第1の第3号に規定する者は第2号様式）を、委員会に提出しなければならない。

(承認の有効期間)

第3 承認の有効期間は、次の各号のとおりとする。

- (1) 第1の第3号に規定する者 漁期（8月1日からその翌年の5月31日までをいう。以下同じ。）の期間内
- (2) 前号に規定する以外の者 1年以内

(採捕頭数)

第4 沖縄海区における漁期中の採捕割当頭数は、タイマイ28頭、アオウミガメ205頭、アカウミガメ6頭とする。ただし、第1の第1号及び第4号に規定する者が委員会のウミガメ採捕の承認を受けた場合は、この限りでない。

(大きさの制限)

第5 第1の第2号又は第3号に規定する者が委員会のウミガメ採捕の承認を受けた場合にあっては、腹甲長30センチメートルから60センチメートルまでの大きさのウミガメ以外を採捕してはならない。

(承認内容の変更)

第6 第1のただし書の承認を受けた者（以下「承認を受けた者」という。）が、承認の内容を変更しようとするときは、あらかじめウミガメ採捕承認内容変更申請書（第3号様式）を委員会に提出し、承認を受けなければならない。

(承認証の交付)

第7 委員会は、第1のただし書の規定によりウミガメの採捕の承認をしたとき、若しくは第6の規定により承認内容の変更をしたとき、又は第8の規定により申請があったときは、ウミガメ採捕承認証（第1の第1号、第2号又は第4号に規定する者は第4号様式、第1の第3号に規定する者は第5号様式。以下「承認証」という。）を交付する。

(承認証の再交付)

第8 承認を受けた者が、承認証を亡失し、又は毀損したときは、遅滞なくウミガメ採捕承認証再交付申請書（第6号様式）を委員会に提出しなければならない。

(承認証の携帯)

第9 承認を受けた者が、ウミガメを採捕するときは、承認証を携帯しなければならない。

(廃止届書の提出)

第10 承認を受けた者が、ウミガメの採捕を廃止したときは、ウミガメ採捕廃止届書（第7号様式）に承認証を添付して委員会に提出しなければならない。

(報告書の提出)

第11 承認を受けた者は、採捕承認期間終了日、承認頭数到達日又は採捕を廃止した日から1月以内に、ウミガメ採捕報告書（第8号様式）を委員会に提出しなければならない。

(電子情報処理組織を使用する方法による報告)

第12 承認を受けた者は、第11の報告書の提出に代えて、電子情報処理組織（委員会の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と採捕報告を行うものの使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用する方法により報告することができる。この場合において、当該方法により報告を行う者は、第11に規定する採捕報告書を提出したものとみなす。

(所持及び販売の禁止)

第13 何人も第1のただし書の承認を受けずに採捕されたウミガメ（当該ウミガメの剥製その他の標本を含む。）の所持及び販売をしてはならない。

(用途変更)

第14 承認を受けた者が、採捕したウミガメを別の用途に供しようとするときは、あらかじめウミガメ採捕

承認用途変更申請書（第9号様式）を委員会に提出し、承認を受けなければならない。

（指示の有効期間）

第15 この指示の有効期間は、令和8年7月1日から令和11年6月30日までとする。

（承認の追認）

第16 令和5年沖縄海区漁業調整委員会指示5第4号の指示に基づく承認は、その承認証に記載された期日まで本指示により承認を受けたものとみなす。

第1号様式（第2関係）

ウミガメ採捕承認申請書（試験研究、養殖、その他用）

年 月 日

沖縄海区漁業調整委員会会長 殿

住所

氏名

沖縄海区漁業調整委員会指示8第3号に基づくウミガメの採捕の承認を受けたいので下記のとおり申請します。

記

- 1 採捕するウミガメの種類及び数量
- 2 採捕区域
- 3 採捕期間 年 月 日から 年 月 日まで
- 4 主な採捕の方法
- 5 採捕に従事（委託）する者の住所及び氏名
- 6 使用する船舶
 - (1) 船名：
 - (2) 漁船登録番号：
 - (3) 総トン数：
 - (4) 所有者氏名：
- 7 用途
- 8 計画内容

第2号様式（第2関係）

ウミガメ採捕承認申請書（漁業用）

年 月 日

沖縄海区漁業調整委員会会長 殿

住所

氏名

沖縄海区漁業調整委員会指示8第3号に基づくウミガメの採捕の承認を受けたいので下記のとおり申請します。

記

- 1 採捕するウミガメの種類及び数量
- 2 採捕区域
- 3 採捕期間 年 月 日から 年 月 日まで
- 4 主な採捕の方法
- 5 使用する船舶
 - (1) 船名：
 - (2) 漁船登録番号：
 - (3) 総トン数：
 - (4) 所有者氏名：
- 6 陸揚港

第 3 号様式 (第 6 関係)

ウミガメ採捕承認内容変更申請書

年 月 日

沖縄海区漁業調整委員会会長 殿

住所
氏名

沖縄海区漁業調整委員会指示 8 第 3 号に基づくウミガメの採捕の承認について、承認の内容を変更したいので下記のとおり申請します。

記

- 1 承認番号
- 2 変更理由
- 3 変更事項

項目	変更前	変更後

第 4 号様式 (第 7 関係)

承認番号 沖調K第 号

ウミガメ採捕承認証

住所
氏名

- 1 採捕するウミガメの種類及び数量
- 2 採捕区域
- 3 採捕期間 年 月 日から 年 月 日まで
- 4 採捕に従事 (委託) する者の住所及び氏名
- 5 使用する船舶
 - (1) 船名 :
 - (2) 漁船登録番号 :
 - (3) 総トン数 :
- 6 承認期間 年 月 日から 年 月 日まで
- 7 制限又は条件

年 月 日

沖縄海区漁業調整委員会
会長 印

第 5 号様式 (第 7 関係)

承認番号 沖調K第 号

ウミガメ採捕承認証

住所
氏名

- 1 採捕するウミガメの種類及び数量
- 2 採捕区域
- 3 採捕期間 年 月 日から 年 月 日まで

4	使用する船舶			
	(1) 船名：			
	(2) 漁船登録番号：			
	(3) 総トン数：			
5	承認期間	年	月	日から
		年	月	日まで
6	制限又は条件			
年 月 日 沖縄海区漁業調整委員会 会長 印				

第6号様式（第8関係）

ウミガメ採捕承認証再交付申請書		年 月 日
沖縄海区漁業調整委員会会長 殿		
		住所 氏名
沖縄海区漁業調整委員会指示8第3号に基づくウミガメの採捕の承認について、下記の理由により承認証の再交付を申請します。		
記		
1	承認番号	
2	亡失又は毀損した年月日	年 月 日
3	亡失又は毀損した理由	

第7号様式（第10関係）

ウミガメ採捕廃止届書		年 月 日
沖縄海区漁業調整委員会会長 殿		
		住所 氏名
沖縄海区漁業調整委員会指示8第3号に基づくウミガメの採捕の承認について、ウミガメの採捕を廃止したので下記のとおり届け出ます。		
記		
1	承認番号	
2	廃止年月日	年 月 日
3	廃止理由	
4	添付書類	ウミガメ採捕承認証（別添）

第8号様式（第11関係）

ウミガメ採捕報告書		年 月 日
沖縄海区漁業調整委員会会長 殿		
		住所 氏名
沖縄海区漁業調整委員会指示8第3号に基づくウミガメの採捕の承認について、ウミガメの採捕状況を下記のとおり報告します。		

記

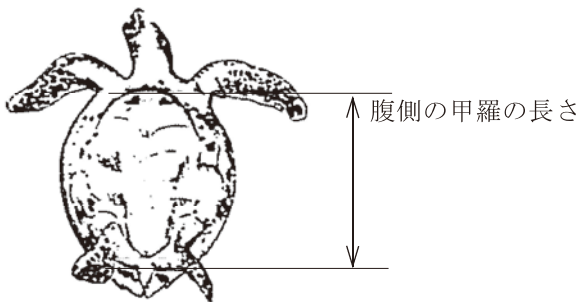
- 1 承認番号
- 2 採捕期間 年 月 日から 年 月 日まで
- 3 主な採捕場所
- 4 主な採捕方法
- 5 採捕状況 別紙のとおり
(試験研究等の採捕については、試験研究結果報告書を添付すること。)

別紙 (第8号様式関係)

ウミガメの採捕状況 氏名 ()

採捕日	ウミガメの種類	大きさ	重さ	用途	販売先	金額
月 日		cm	kg			円

- ① 大きさ欄には、腹側の甲羅の長さ(下図参照)を記入すること。
- ② 用途欄には、試験研究、食用、はく製、展示等を記入すること。
- ③ 販売先欄には、販売先の名称(漁協名、料理店名、施設名等)を記入すること。



第9号様式 (第14関係)

ウミガメ採捕承認用途変更申請書

年 月 日

沖縄海区漁業調整委員会会長 殿

住所

氏名

沖縄海区漁業調整委員会指示8第3号第14に基づき、ウミガメの用途を変更したいので下記のとおり申請します。

記

- 1 用途 変更前 変更後
- 2 用途を変更しようとするウミガメの承認番号 沖調K第 号
- 3 ウミガメの種類と頭数

選挙管理委員会事項

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数並びに同法第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

なお、令和8年沖縄県選挙管理委員会告示第23号は、廃止する。

令和8年6月26日

沖縄県選挙管理委員会

委員長 武 田 昌 則

- 1 選挙権を有する者の総数の50分の1の数 23,545
- 2 選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数） 247,155
- 3 県の議会の議員の各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数

選挙区名称	3分の1の数
名護市選挙区	17,168
うるま市選挙区	33,568
沖縄市選挙区	37,487
宜野湾市選挙区	26,342
浦添市選挙区	30,684
那覇市・南部離島選挙区	87,531
豊見城市選挙区	17,043
島尻・南城市選挙区	36,821
糸満市選挙区	16,102
宮古島市選挙区	15,275
石垣市選挙区	14,698
国頭郡選挙区	17,835
中頭郡選挙区	41,863

正 誤

令和8年4月10日付け公報定期第5401号掲載の「収用の裁決手続開始の決定（沖縄県収用委員会告示第2号）」中次のとおり誤り。

ページ	行	誤	正
5	上から5	収用の裁決手続	収用及び使用の裁決手続
6	上から11	区域である。	区域である。（別紙図面は、省略する。）

発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074	印刷所 沖縄自分史センター株式会社 〒903-0804 那覇市首里石嶺町4丁目288番地
---------------------------------------------	-------------------------------------------------